

答 申 第 214 号

令和4年8月26日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 興津 征雄

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和4年1月4日付神行行第637号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「市長が納税に感謝する趣旨の挨拶をした平成30年6月のたばこ関連の会議に係る文書」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁は、平成30年6月24日の記念祝賀会の開催通知文を対象文書として特定した上で、公開、非公開の判断をすべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「久元市長が納税に感謝する趣旨の挨拶をした平成30年6月のたばこ関連の会議に係る文書（定例的な会議であれば、その他の期日についても公開を求める）（以下「本件請求」という。）」他18項目の公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し請求人は、文書を特定し、公開すべきであるとして審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和3年7月19日受付の審査請求書、10月26日及び11月17日受付反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 市長は同席した市職員がいなかったとしても、今回請求のあった、たばこ関連の会議を特定することができる。よくよく過去を振り返り、文書を特定し、公開すべきである。
- (2) 市長は、令和3年10月31日に執行された市長選挙で3期目の当選を果たした。市長は選挙戦において、2期8年の実績をアピールした。市長の記憶力は健在であり、実際市長は、平成30年6月24日に開催されたたばこ関連団体の記念祝賀会（以下「当該行事」という。）に出席したことを、同席した市職員がおらずとも、知っている。

以上のとおりであるから、市長は、出席した当該行事において、納税に感謝する主旨の挨拶をしたことを知っている。このことからすると、参考資料として証拠提出された、当該行事への市長の臨席依頼に関する文書は、請求人が公開を求める公文書のひとつである。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和3年9月24日及び11月10日受付の弁明書、令和4年2月16日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 市長の発言についての記録がなく、また同席した市職員もいないため、請求人が求める市長の臨席依頼に関する文書を特定することができない。

- (2) 請求人は、「市長は、同席した市職員がいなかったとしても、今回請求のあった、当該行事を特定することができる。よくよく過去を振り返り、文書を特定し、公開すべきである。」と主張するが、「市長が納税に感謝している旨の挨拶をした」のかどうかについて承知していない。
- (3) 請求人が主張する平成 30 年 6 月に当該行事が開催され、市長が出席しているため、市長の臨席依頼に関する文書を参考資料として提出する。ただし、このことは、当該行事において市長が納税に感謝する趣旨の挨拶をしたことを認めるものではなく、これまでの主張と同様に承知していない。
- (4) 市長の臨席依頼に関する文書については、平成 30 年 6 月の当該行事に市長が出席したため、参考資料として提出したものであり、当該行事で市長が納税に感謝する趣旨の挨拶をしたことを確認できるものではない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件の争点は、「久元市長が納税に感謝する趣旨の挨拶をした平成 30 年 6 月のたばこ関連の会議に係る文書」の存否である。

以下、検討する。

(2) 本件決定における文書特定の妥当性について

処分庁によれば、本件請求において、市長が平成 30 年 6 月に出席したたばこ関連の会議の席上で、納税に感謝する趣旨の挨拶をしたと断定した請求であったため、そのような挨拶をしたか否かを確認できないことから、本件請求に対して対象公文書を特定することができないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったとしている。

これに対し、請求人は、処分庁が提出した弁明書に証拠資料として添付された文書（以下「当該文書」という。）が本件請求の対象文書の 1 つであると主張している。

審査会が本件公文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）を見分したところ、本件請求書には、市とたばこ関連事業者との打ち合わせ議事録が添付されており、請求人は、その議事録中の「6 月にたばこ関連の会議で、久元市長が納税に感謝する主旨の挨拶をされていた。」との発言記録を引用して、本件請求を行っていることが認められる。その趣旨は、請求人自らが、市長が納税に感謝する趣旨の挨拶をした旨が記載されている文書を特定して請求したのではなく、平成 30 年 6 月に市長が出席したたばこ関連の会議に関する文書の公開を請求するものと解される。

また、情報公開制度の目的は、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を行うことにより、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすことにあるところ、処分庁が主張するような納税に感謝する趣旨の挨拶をした旨が記載された文書の公開請求として限定的に捉えることは適当ではなく、たばこ関連の会議に関

する公文書の請求として、広く捉えて対応すべきであるといえる。

そうすると、請求人が主張するように、当該文書は本件請求の対象公文書であることが認められる。

なお、以上の判断は、当審査会として、当該会議において市長が納税に感謝する旨の挨拶をしていたかどうかを認定するものではない。

つぎに、当該文書以外に、対象文書が存在するのか否かについて、処分庁に確認したところ、当該たばこ関連の行事については、対応する事業部局がなく、所管課職員の随行も伴わずに市長が出席したものであり、当該文書以外に取得もしくは作成した公文書はないとのことであった。

審査会としては、これら処分庁の説明に不合理な点は認められず、当該文書以外に文書の存在を窺わせる事実を確認できなかった。

以上のことから、処分庁は本件請求に係る文書として当該文書を特定した上で、公開、非公開の決定を行うべきである。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和3年7月19日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和3年9月24日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和3年10月26日	—	* 審査請求人から反論書を受理
令和3年11月10日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和3年11月17日	—	* 審査請求人から申立書兼反論書を受理
令和4年1月4日	—	* 諮問書を受理
令和4年2月16日	第341回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和4年3月15日	第342回審査会	* 審議
令和4年4月18日	第343回審査会	* 審議
令和4年5月20日	第344回審査会	* 審議
令和4年6月27日	第345回審査会	* 審議
令和4年8月10日	第346回審査会	* 審議